

中野区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内

東京都の制度を活用し、日中自宅で児童を養育する保護者が日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

1 制度概要

対象となる方	中野区に住所を有し、以下のいずれか要件を満たす0～5歳児の保護者 ※認可保育所等に在籍している場合は対象となりません。 <ul style="list-style-type: none">● 突発的な事情や社会参加等により、一時的に保育を必要とする方 (保護者の仕事や通院、学校行事への参加など、幅広い理由が対象となります。)● 子育ての相談や不安解消のため、ベビーシッターとの共同保育を希望する方 (保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育します。)
対象期間	令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金)までの利用分
対象経費	事業者から請求される料金のうち、保育サービス提供対価(税込) ※次の費用は対象外となります 入会金・会費・オプション料金・交通費・キャンセル料・保育料など
金額	1時間あたり以下の金額を上限に補助します <ul style="list-style-type: none">● 午前7時～午後10時 2,500円/時間● 午後10時～午前7時 3,500円/時間
利用限度	児童1人につき、72時間 多胎児(双子など)の場合は、児童1人につき、144時間
ご利用の流れ	対象事業者と直接契約 ⇒ ご利用 ⇒ 申請期間に区へ書類提出(交付申請) ※詳しい流れは裏面をご参照ください。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)認定事業者 ※ご利用時は「ベビーシッター利用支援事業を活用したい」と 事業者にお伝えください
保育基準	児童1人につき、ベビーシッター1人の保育であること ※例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹(人数や年齢を問いません)を、保護者と一 緒に共同で保育を行う場合で、かつ保護者が事業者との契約において同意しているとき は、ベビーシッターが1人であっても補助対象となります。 ※共同保育の場合、保護者は常に保育に関わっている必要があります。



2 ご利用の流れ

①ベビーシッター事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結びます。

※厚生労働省のHPで『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をお読み頂き、ご了解のうえ、ご契約ください。

※契約時に、「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい。」と必ずお伝えください。

ベビーシッターなどを利用するときの留意点



②ご利用（利用者⇄事業者）

事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）要件証明書」の交付を受けてください。

③区へ書類提出（利用者⇒区）

1. 中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書
2. ベビーシッター利用内訳表
3. 中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金請求書
4. 受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）
5. ベビーシッター要件証明書
利用したベビーシッターごとに作成してください。
6. ベビーシッター事業者が発行した利用明細書（利用児童名、利用日時、利用料の内訳が分かる書類）
7. 利用料の示された領収書（原本）

3 申請期間

利用月	申請期間
令和4年10月から12月まで	令和5年1月16日（月）～1月31日（火）必着
令和5年1月から3月まで	令和5年4月3日（月）～4月17日（月）必着

4 提出・お問い合わせ先

〒164-8501

中野区中野4丁目8番1号

中野区 子ども教育部 子育て支援課 子育てサービス係

TEL03-3228-5612（月～金 8:30～17:00）